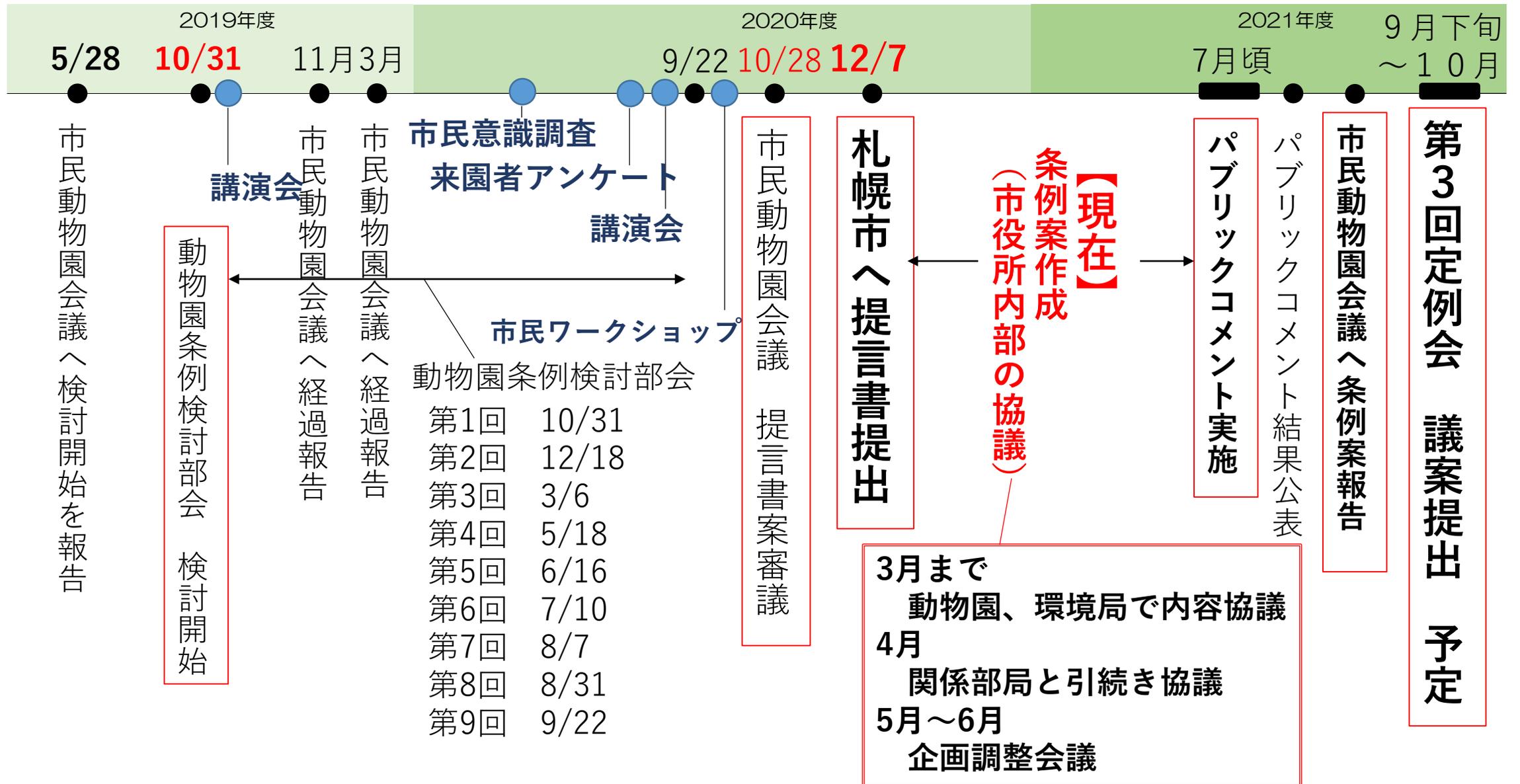


札幌市動物園条例の 検討状況について (報告)

令和3年3月24日(水) 市民動物園会議

円山動物園経営管理課

これまでの検討経過と今後の予定



(参考) 提言書の概要説明資料 (抜粋)

2 条例の構成及び盛り込むべき内容 (提言書 P4~32)

○札幌市が考える動物園等のあるべき姿

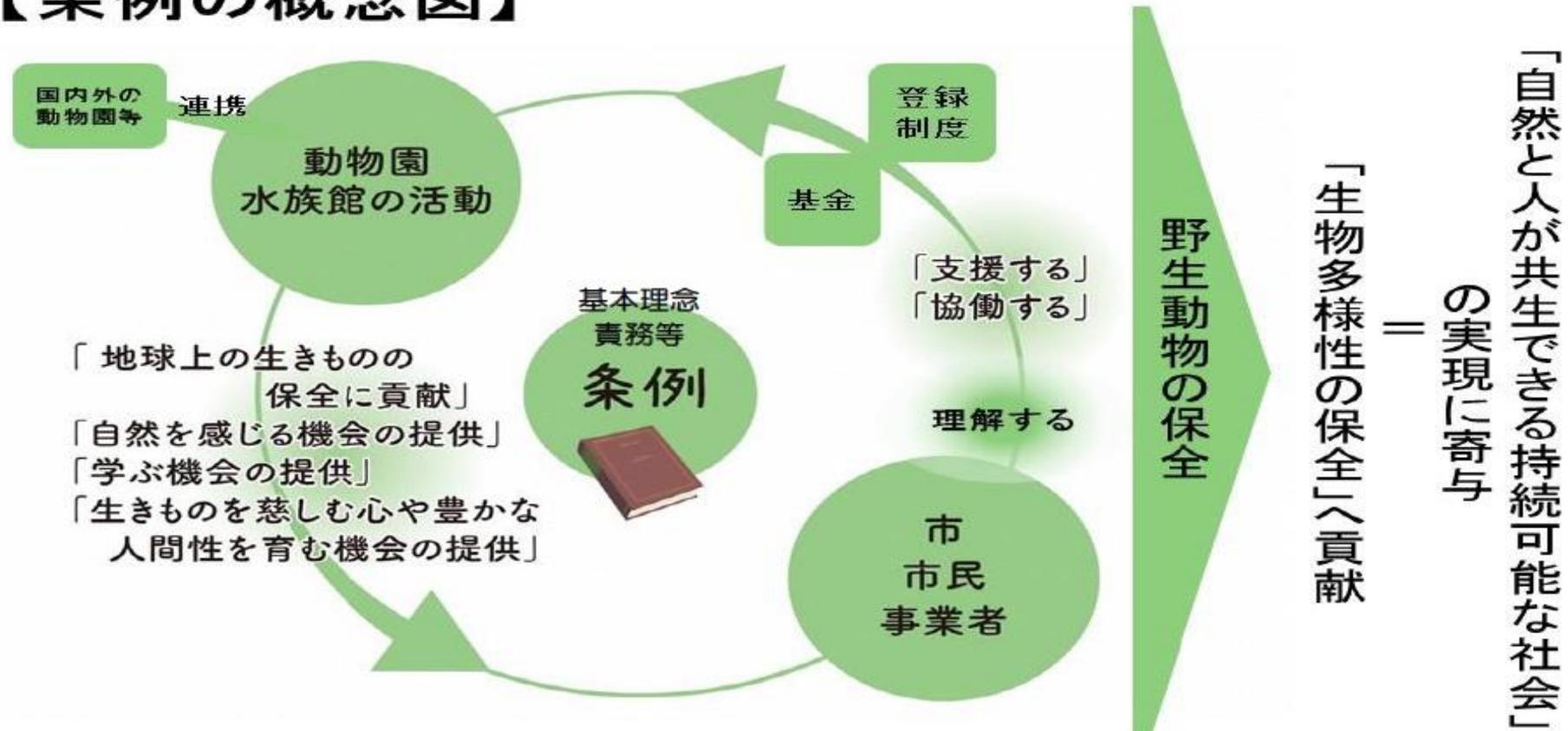
○動物園等の役割を明確化 (目的、定義、基本理念、第2章)

○動物園等における動物福祉に関する基本理念と取組の明確化 (定義、基本理念、第2章)

○円山動物園の運営の基本的事項の明確化 (第4章)

○保全に寄与する取組を推進する施策 (第3章登録制度、第5章基金、第6章市民動物園会議)

【条例の概念図】



提言内容を踏まえた条文の整理結果

主な変更点

- ①登録制度
- ②動物園等の定義
- ③動物福祉に係る規定内容
- ④円山動物園の動物福祉委員会の位置づけ
- ⑤動物の展示及び教育活動の原則
(野生動物とのふれあい・擬人化)
- ⑥人材の確保及び人材の育成

①登録制度

提言書



検討中の条例素案

前文

【登録要件】

運営方針が保全を目的
保全活動に取り組んでいる
良好な動物福祉確保への取組
活動情報公表の取組 など

第1章総則

第2章動物園等

第3章登録

第4章円山動物園

第5章基金

第6章市民動物園会議

【現状】

登録や支援による効果
が読めない。
取組水準や支援内容
などは条例の浸透を
図りながら、柔軟に
対応する必要がある。

前文

第4条市の責務

第1章総則 動物園等の支援施策の実施

第2章動物園等

札幌市の事業として、登録制度の趣旨を踏まえた制度を実施

第3章円山動物園

第4章基金

第5章市民動物園会議

【方向性】

市の事業の運用状況を検証しながら、登録制度の条例化の必要性や規定する登録要件等を検討していく。

②動物園水族館の定義

提言内容

動物園及び水族館その他の動物展示施設
(以下「動物園等」という。)

【盛り込む内容】

「主に野生動物を飼育し、展示する施設」

「繁殖及び累代飼育を目指している施設」

「野生動物の保全に関する研究及び教育を通して生物多様性の保全に寄与する施設」

→その他の動物展示施設

- 検討部会では、昆虫館、両生類・魚類などの種に特化した施設を想定
- ペットショップや牧場など、動物を展示する施設全てと誤認されうる。
- 陸生動物は動物園、水生動物は水族館に含まれるものという理解

→繁殖及び累代飼育を目指している施設

- 無計画に野生から捕獲し展示することは社会的に容認されず、飼育下個体群を繁殖していくべき。
- 生息域外保全（生息地以外で保護増殖）への貢献が求められる。

②動物園水族館の定義

提言内容



検討中の条例素案

動物園及び水族館その他の動物展示施設
(以下「動物園等」という。)

動物園及び水族館（以下(動物園等)
という。)

【盛り込む内容】

「主に野生動物を飼育し、展示する施設」

「繁殖及び累代飼育を目指している施設」

「野生動物の保全に関する研究及び教育を
通して生物多様性の保全に寄与する施設」

生物多様性の保全に寄与するため、
主に野生動物を飼育及び展示し、か
つ繁殖及び累代飼育による生息域外
保全に取り組み、野生動物の保全に
関連する調査研究及び教育活動を行
う施設をいう。

③動物福祉に係る規定内容の整理

「科学的指標を用いて客観的に判断」という意味合いが基本理念で重複し、第8条の規定とのバランスを調整する必要がある。

提言内容

○ 第2条第4項 定義—動物福祉

科学的指標を用いて客観的に判断される動物の身体的及び心理的な状態をいう。

○ 第3条第1項 基本理念

動物園等の活動は、生物多様性の保全に寄与することを目的に行われるものとし、その活動においては最新の科学的知見に基づき客観的に評価された良好な動物福祉が確保されることを基本とする。

○ 第2章動物園等 第8条第1項 良好な動物福祉の確保

動物園等は、動物の種及び個体の要求を科学的知見に基づき判断し、それぞれに適した生活環境を提供するとともに、疾病の予防と治療を適切に実施できる獣医療体制を整えなければならない。

③動物福祉に係る規定内容の整理

検討中の条例素案

○ 定義 動物福祉

動物がおかれた環境に関連する動物の身体的及び心理的な状態をいう。

(変更前：科学的指標を用いて客観的に判断される・・・)

○ 基本理念

動物園等の活動は、生物多様性の保全に寄与することを目的に行われるものとし、かつ動物園等の活動に関わる動物の良好な動物福祉が確保されることを基本とする。

(変更前：その活動においては最新の科学的知見に基づき客観的に評価された・・・)。

○ 第2章動物園等 第8条 良好な動物福祉の確保 第1項

動物園等は、良好な動物福祉を確保するため、動物の種及び個体の要求を最新の科学的知見に基づき判断し、それぞれに適した生活環境を提供するとともに、疾病の予防と治療を適切に実施できる獣医療体制を整えること

④円山動物園動物福祉委員会の位置づけ

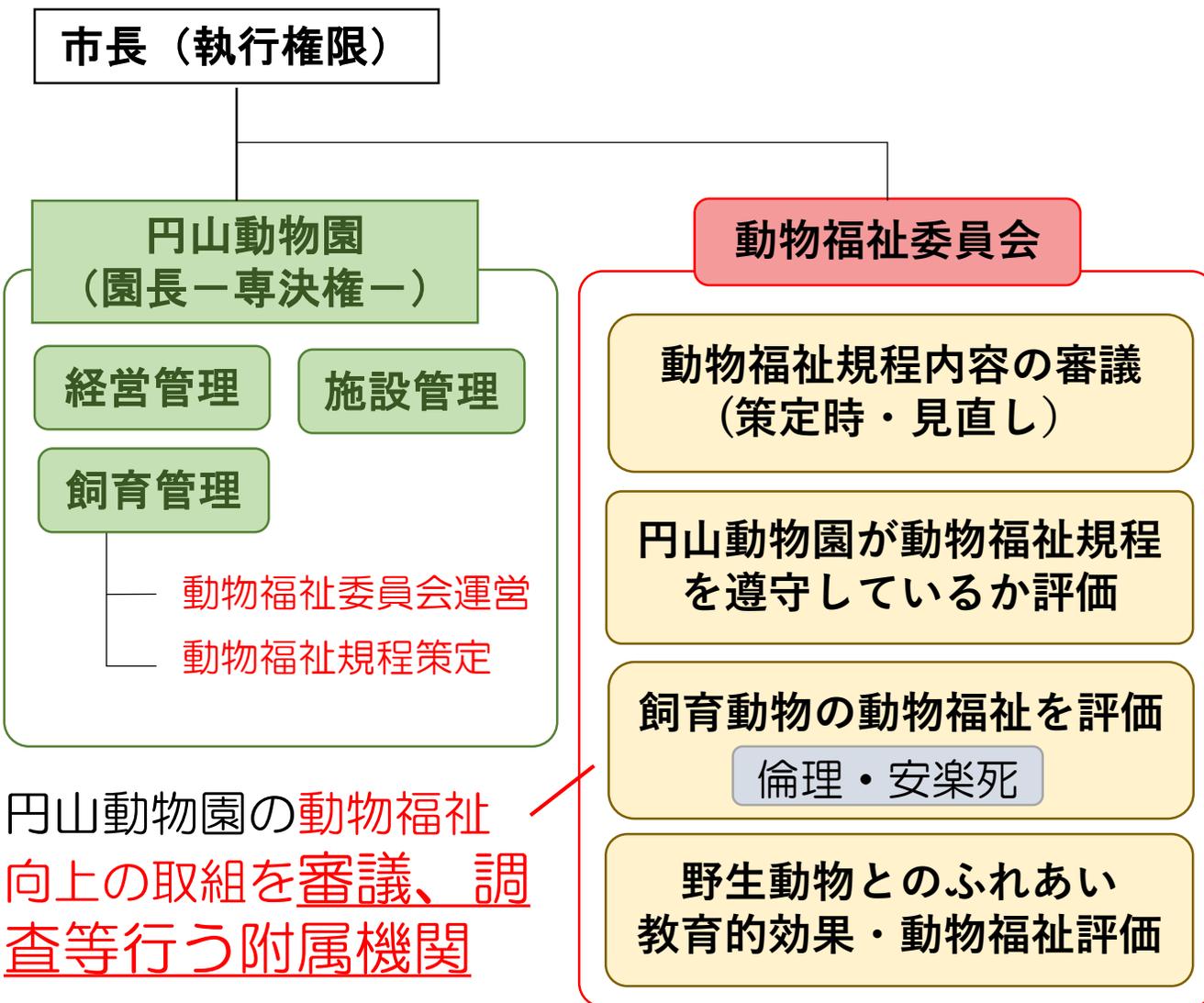
提言内容

「市長は、動物の飼育管理における動物福祉の向上の取組について調査研究し、審議し、又は改善を図るため円山動物園動物福祉委員会を設置する」

「円山動物園動物福祉委員会は、市長が別に定める事項を含めた動物福祉に関する規程を定め、円山動物園が適切に当該規程を遵守しているかを評価する」

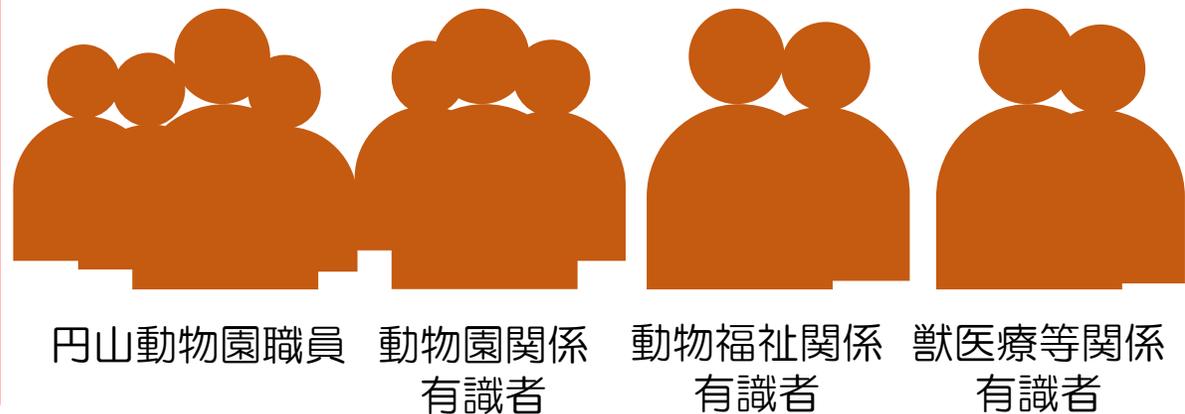
「円山動物園動物福祉委員会は、最新の科学的知見に基づいて、適宜、規程の見直しを行い、改正された規程は、速やかに公表するものとする」

④ 円山動物園動物福祉委員会の位置づけ



円山動物園の動物福祉向上の取組を審議、調査等行う附属機関

- 附属機関は専門家や市民等の意見を行政運営に反映するために、法律又は条例に基づき設置するもの
- 市民動物園会議とは別の附属機関
- 専門性を有する審議が必要なため、市民委員の選任は適さず、動物園職員や動物関係の専門家による構成を想定



④円山動物園動物福祉委員会の位置づけ

提言内容



検討中の条例素案

「市長は、動物の飼育管理における動物福祉の向上の取組について調査研究し、審議し、又は改善を図るため円山動物園動物福祉委員会を設置する」

「円山動物園動物福祉委員会は、市長が別に定める事項を含めた動物福祉に関する規程を定め、円山動物園が適切に当該規程を遵守しているかを評価する」

第11条（良好な動物福祉の確保）

2 「動物の飼育管理における動物福祉の向上の取組について調査研究し、審議し、又は改善を図るため円山動物園動物福祉・倫理委員会（以下「動物福祉・倫理委員会」という。）を設置する。」

4 「市長は、別に定める事項を含めた動物福祉に関する規程を動物福祉・倫理委員会の審議を経て定め、当該規程を遵守しているか動物福祉・倫理委員会の評価を受けなければならない。」

④ 円山動物園動物福祉委員会の位置づけ

提言内容



検討中の条例素案

「円山動物園動物福祉委員会は、最新の科学的知見に基づいて、適宜、規程の見直しを行い、改正された規程は、速やかに公表するものとする」

6 「動物福祉に関する規程は、最新の科学的知見に基づいて、適宜見直されるものとし、改正された規程は、速やかに公表されるものとする。」

⑤動物の展示及び教育活動の原則 (野生動物とのふれあい・擬人化)

提言内容

「円山動物園の展示及び教育活動は、施設利用者が人と野生動物の間にある一定の距離感及び野生動物に対する尊厳を感じとることができるように、野生動物に直接接触する教育プログラム及び擬人的表現を用いた掲示物その他の情報発信を基本的に行わないものとする。ただし、野生動物に直接接触する教育プログラムについては、良好な動物福祉が確保されており、かつ、当該プログラムのみによって効果が得られるものと円山動物園動物福祉委員会が判断した場合はその限りではない」

⑤動物の展示及び教育活動の原則 (野生動物とのふれあい・擬人化)

検討中の条例素案

第13条 円山動物園において動物の展示及び教育活動を行う際は、野生動物に関する情報を正確に伝えるとともにその尊厳を尊重することを基本とし、次のことは行ってはならない。ただし、第1号において動物福祉・倫理委員会が、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものと判断した場合は、この限りでない。

- (1) 野生動物に直接接触する機会を提供すること
- (2) 動物に人を模した姿、格好、又は行動をさせようとする事
- (3) 動物の本来の生態とは異なることを人の姿、格好、又は行動にあてはめて表示すること

(1) 野生動物に直接接触する機会を提供すること



カンガルー



リスザル



プレーリードッグ



トビ 鷹匠体験



エゾモモンガ

(2) 動物に人を模した姿、格好、又は行動をさせようとする事

昭和40年代
オランウータン



チンパンジーの自転車乗り

昭和30年代



カンガルーとのボクシング

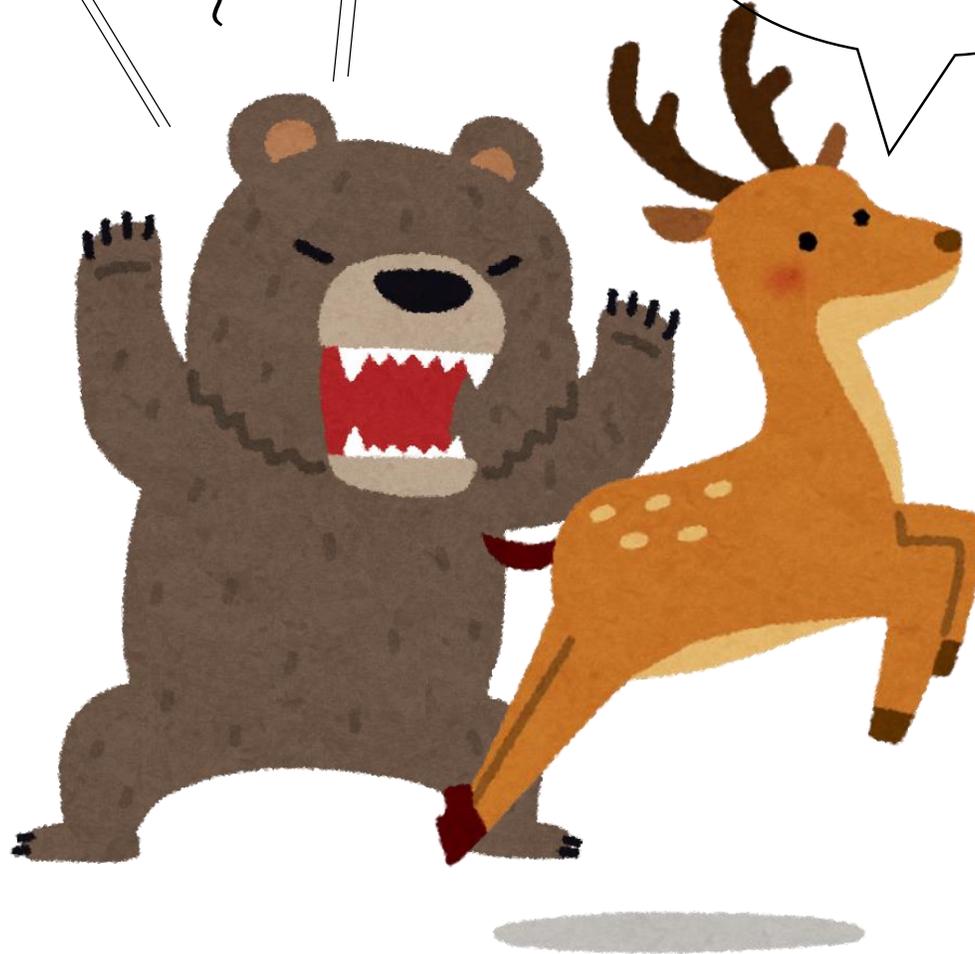


(3) 動物の本来の生態とは異なることを人の姿、格好、又は行動にあてはめて表示すること

ありがとうございました！
またお越しく
ださい！



待
て
？



捕まえられる
もんなら捕ま
えてみろっ！

赤ちゃんが寝ているの
で静かにしてね♡



⑥人材の確保及び人材の育成

提言内容

☆専門的な知識を有した人材の確保

「市長は、生態学、生理学、栄養学、獣医学その他の専門的知識を有する人材を確保しなければならない。」

☆獣医師

「市長は、野生動物を専門的に診療できる獣医師を採用しなければならない。」

☆動物専門員

「市長は、動物の飼育業務の高度化、専門化に対応すべく、それに従事し得る人材として、動物専門員を採用しなければならない。」

【札幌市職員の採用等に関する主な例規】

札幌市職員定数条例

札幌市職員の補職名及び職種に関する規程

※地方公務員法第17条(任用の方法)、第17条の2(採用の方法)に基づき、札幌市では人事委員会が競争試験等の事務を実施。

令和2年度 札幌市職員（動物専門員）採用選考案内	
令和2年7月20日 札幌市総務局職員部	
第1次選考日	9月6日（日）
受付期間	7月20日（月）～8月13日（木）
※郵送（特定記録郵便）で申し込んでください。【8月13日消印有効】	

札幌市職員（動物専門員）採用選考を次のとおり行います。

1 採用予定数及び主な配属先

採用予定数	主な配属先
若干名	円山動物園

⑥人材の確保及び人材の育成

提言内容



検討中の条例素案

☆専門的な知識を有した人材の確保

「市長は、生態学、生理学、栄養学、獣医学その他の専門的知識を有する人材を確保しなければならない。」

☆獣医師

「市長は、野生動物を専門的に診療できる獣医師を採用しなければならない。」

☆動物専門員

「市長は、動物の飼育業務の高度化、専門化に対応すべく、それに従事し得る人材として、動物専門員を採用しなければならない。」

第18条（人材の確保及び人材の育成）

- 1 市長は、生態学、生理学、栄養学、獣医学その他の専門的知識を有する人材の確保に努めなければならない。
- 2 市長は、野生動物を専門的に診療できる獣医師の確保及び適切な配置に努めなければならない。
- 3 市長は、動物の飼育、繁殖、展示、及び調査研究、並びに施設利用者への教育活動及び情報共有に関する業務の高度化、専門化に対応すべく、それに従事し得る人材の確保に努めなければならない。